

第 78 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 録 >

開 催 日 時	令和 4 年 1 1 月 9 日 (水) 1 3 : 3 0 ~ 1 3 : 5 5
開 催 場 所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出 席 委 員	高山純一委員 (会長)、西正次委員、高見健次郎委員、吉本慎太郎委員、 塩浦晃委員 (本田芳宏委員代理)、村西卓委員 久保由味子委員、中村 知恵委員、山本玲子委員 (出席委員 / 9 名)
欠 席 委 員	西沢耕一委員、馬場先恵子委員 (欠席委員 / 2 名)
事 務 局	(事務局 / 1 1 名)

○開 会 (事務局)	只今より、第 78 回小松市都市計画審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会を担当します、まちデザイン課の加藤と申します。よろしくお願いします。 本日の審議会ですが、宮川委員が先日ご逝去されたことにより、委員数は 1 1 名となり、そのうち 9 名のご出席となっております。これにより小松市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、委員の半数以上のご出席がありますので、本日の審議会は成立していますことをご報告いたします。それでは、開会にあたり、都市創造部長の西村より、ひと言ご挨拶を申し上げます。
(部 長)	都市創造部長の西村でございます。日頃より、本市の都市計画行政に対しまして、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。ご挨拶にあたり、今ほど司会の方からもありましたが、残念なご報告になります。今月 2 日に本審議会の委員であり、本市の経済建設常任委員会の委員長であります宮川吉男委員がお亡くなりになりました。この場をお借りしまして、宮川様のご冥福をお祈りさせていただきたいと思っております。 それでは、本日の審議の内容ですが前回の審議会でも市街化区域への編入についてご決定いただきました、向本折地区について、いよいよ区画整理事業に着手する運びとなったということで、事業進捗に伴う用途地域の変更についてご審議いただくものです。その他、8 月の豪雨災害関連となりますが、小松市総合治水対策協議会についてのご報告がございます。詳細につき

	ましては担当者より説明申し上げますので、委員の皆様方には慎重なご審議をよろしくお願い致します。 簡単ではございますが開会の挨拶と致します。本日はどうぞよろしくお願い致します。 (事務局) 続きまして、委員の交代及び経過報告を致します。審議に先立ちまして、役職交代に伴う審議会委員の変更がございます。新たに委員になられた方をご紹介します。石川県南加賀土木総合事務所長 本田芳宏 様。本日は代理といたしまして石川県南加賀土木総合事務所技術次長の塩浦様にご出席いただいております。続きまして、新たに小松市校下女性協議会長となられた、久保由味子様です。お二人の方には、今後とも、どうぞよろしくお願い致します。また、西沢委員、馬場先委員はご都合により本日はご欠席となっております。 次に前回、令和3年11月17日開催の第77回審議会の結果についてご報告します。議案第2号の小松都市計画区域区分の変更、議案第3号の小松都市計画用途地域の変更、議案第4号の小松都市計画下水道の変更については、令和4年1月28日に決定告示となっております。 それでは、審議に入りたいと思います。これからの会議の進行については、小松市都市計画審議会運営要領の第1条第1項によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、高山様よろしくお願い致します。
(会長)	先程、宮川委員が亡くなられたということで、非常に残念な思いであります、この場を借りて黙とうを捧げたいと思います。黙とう。(全員で黙とう) お直り下さい。ありがとうございました。 今日ご審議頂くのは、先程ご案内しました、用途地域の変更ということで、具体的にこれからの事業実施に非常に重要な内容となっております。どういう内容の開発となるか密接にかかわりますので、関係各位には慎重にご審議頂きます様、よろしくお願い致します。 それでは議案第1号、小松都市計画用途地域の変更について

○第 1 号 議案 (事務局)	事務局より説明をお願いします。 まちデザイン課の木下と申します。私の方から第 1 号議案、都市計画用途地域の変更についてご説明します。議案書 3 ページから 6 ページになります。用途地域については、住居、商業、工業など土地利用を定めるもので 13 種類があります。用途地域が指定されると、それぞれ目的に応じて建設できる建物の種類が決められます。例えば小松市では、駅の東西は商業地域となっており店舗・オフィスなど高層のものが建てられるようになっています。一方、住居地域では工場などは居住環境に支障となりますので建てられません。逆に工業団地などでは工業専用地域となり、住宅は建てられないなど、それぞれの目的に応じて、良好な環境の中で土地利用が行えるように用途地域が設定されています。 今回の議案でございます向本折地区です。こちらにつきましては、前回の審議会で市街化区域に編入しております。それにあわせて、第一種低層住居専用地域として容積率が 60 %、建ぺい率が 40 %という暫定用途地域を設定しています。暫定用途地域とは何かといいますと、市街化編入されますと建物が建てられるようになりますが、区画整理事業が開始されるまでの間、建築行為を規制することを目的とするものです。令和 4 年 9 月 6 日に区画整理の組合設立認可がされまして、これから区画整理事業が開始されるということで、今回、その暫定の用途地域を、当初に予定しておりました、第一種住居地域に指定し、容積率 200 %建ぺい率 60 %にしたいと考えております。 今回の向本折地区ですが、周辺には小松市民病院や公立小松大学末広キャンパス、小松運動公園、また、小松駅からも 1 キロ程度と非常に利便性が高い地区でございます。そういった中、周辺の土地利用と同じく、生活利便性の良い住宅地として、土地利用を図るということで、今回、第一種住居地域の指定をするものです。第一種住居地域で建てられるものですが、表の○印のものは建てられるもの、×印のものが建てられないものとなっています。住宅は当然建てられますが、その他に 3000 m²
--------------------------------	--

を超えない範囲で店舗や事務所の建設もできる用途地域となっています。

次に区画整理事業の概要についてでございます。図面の上の方が松寿園・右上が市民病院となっております。下の方には石橋川という排水路があります。区画内については6m道路を建設し、住居系の区画整理を行います。事業名は小松南末広土地区画整理事業、地権者の方が組合を設立し施行する区画整理事業となっています。面積は3.8ha、施工期間は令和7年度までを予定しています、事業費は約4億9千8百万円、地権者数は53名、計画戸数は約120区画となっています。次に議案書4ページの新・旧の対照表の抜粋となります。今回暫定的に設定した第一種低層住居専用地域を第一種住居地域に変更するもので、第一種低層住居専用地域の70haが66haとなり4ha減少し、第一種住居地域が899haから4ha増えて903haとなり、全体のプラスマイナスは無いということになっています。

次に、これまでの経緯と予定でございます。令和4年10月5日に区画整理の設立総会がございました。その際、用途地域の変更について地権者の方に説明を致しております。その後、令和4年10月21日から11月4日まで都市計画の案の縦覧ということで2週間の間、縦覧させていただいております、意見書の提出はありませんでした。今後の予定ですが、今回の都市計画審議会を経まして、11月中旬にかけて石川県に事務手続きを行い、11月下旬に決定告示の予定となっております。次回の審議会の案内となりますが、区画整理にあわせて地元で地区計画を定める予定となっております。これは田んぼが造成されて新しい建物が作られる、そこで地域でルールを定めてゆとりある住宅環境とするものです。例えば、道路から一定の離隔をとって住宅を建てましょうとか、高さを抑えましょうとか、建物の色は派手なものはやめましょうとか、そういったルールを定めるものとなっております。次回の審議会でご審議頂きたいと思っております。以上、第1号議案の説明を終わります。

(会長)	只今事務局より第 1 号議案、用途地域の変更について説明を致しました。何か質問はありませんか。比較的、通常のやり方で、まずは市街化区域に編入し、区画整理が始まるまでの間、土地の売買により建物が立ってしまうのを抑えるために厳しめの容積率などを設定しているというものです。 特に質問が無いようですので、第 1 号議案については拍手で承認願います。 【拍手により承認】 それでは第 1 号議案については承認されました。 次に、報告事項の小松市総合治水対策協議会について事務局より説明をお願いします。
(事務局) ○報告事項	道路河川課長の北中ですよろしくお願いします。 まず、今回に至る背景としまして、今年 8 月の豪雨災害がありまして、鍋谷川の堤防の決壊・滓上川においても越水が起りました。これにより梯川流域に甚大な被害をもたらしました。これを踏まえ、国では令和 4 年 8 月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会を新たに設置しまして、この中で梯川水系緊急治水対策プロジェクト（仮称）を取りまとめることとしております。右側の表にあります検討部会の構成員は被災のあった小松市、能美市をはじめ、県、国機関、気象庁からなり、事務局は国交省金沢河川国道事務所となっております。10 月 5 日には第 1 回の検討部会を開催しております。小松市の進め方ですが、市関係部局で構成する流域治水推進プロジェクトチームを市役所内に新たに設置しました。その中で市における流域治水対策の取組を取りまとめることにしています。その対策の取組について、小松市総合治水対策協議会に諮問しまして、市の取組をオーソライズしていきたいと考えております。協議会の会長には金沢大学教授の谷口先生にお願いしております。第 1 回の協議会については 11 月中を予定していましたが、国の動きに合わせて、12 月の中旬以降で調整しております。説明は以上です。
(会長)	只今の報告にご意見、ご質問が有ればお願いします。

(事務局)	では私からお聞きします。①から③について、それぞれ小松市役所内の流域治水推プロジェクトチーム、それから国の梯川水系流域治水対策検討部会、それぞれ同じ内容の調整をしていくがどちらが主導して行くのか。お互いに別の組織となっているが、中身を調整しながらというのはどのように進んでいくのでしょうか。 小松市役所技監の浮田と申します。ここに書かれている小松市役所流域治水推進プロジェクトチームのリーダーをしております。この取組は部局を横断する取組となりますので、その調整をする役割を私が担うことになっております。梯川水系流域治水対策検討部会は、行政機関が中心となります、小松市だけではなく、国、県それぞれの機関がいろいろな取り組みをここに提案するわけですが、小松市の流域治水の取り組みについては、小松市総合治水対策推進協議会に対し、市長が諮問するというのが、小松市総合治水対策の推進に関する条例で定められておりますので、協議会の様々な分野に関係する委員に諮問して、流域治水プロジェクトに反映させます。ただ、今回、梯川水系緊急治水対策プロジェクトが新たに立ち上がるわけですが、国、県、市が連携して流域治水に取り組む必要があるため、若干手順がずれることも考えられます。 (会長) はい、わかりました。ありがとうございます。そうすると小松市は小松市のなかで検討したものを協議会にあげる、能美市も同じように市内の検討したものを挙げてくる、県も同様に出てくる。それら全体で国も含めて調整しながら一つの対策案としてまとめていくという感じでしょうか。 (事務局) そのとおりです。国、県の取り組み以外の小松市の取り組みについて諮問していくことになります。 (会長) わかりました。他いかがでしょうか。 では、もう一点お聞きします。小松市総合治水対策推進協議会のスケジュールについて、11月中に1回目の協議会を予定
--------------	---

	していたものが遅れて、12月または1月にずれ込むのかと思うが、緊急治水対策プロジェクトは、今年度中には何らかの形でまとめ上げるというようなスケジュールでしょうか。
(事務局)	スケジュールについては、国、県、市の連携が必要となりますので、流域治水協議会のスケジュールに合わせていくことになります。市の取り組みについても、国、県の治水対策の内容により変わってきますので、国、県、市とで調整していく必要があります。
(会長)	出来るだけで良いですが、来年また雨が降るかもしれませんので、それに向けて出来ることは先に決めていただいた方がよい。もちろん大きな改修は予算もかかりますし、半年や1年で出来上がるものではないことは理解しているので、少しでもできる範囲で何か手が打てるものは、先に打つような検討をお願いできればと思います。
(事務局)	被災に合われた方々も次の洪水期に向けて不安な思いがあると思いますので、地域の方の不安解消、生活再建のために目途の立つような取り組みをできるだけ早く打ち出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
(会長)	わかりました。ありがとうございます。 その他、何かありませんか。無いようですので、今日の審議案件報告事項については以上です。その他、発言はありませんか。特にありませんので、事務局にお返しします。
(事務局)	本日は慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。次回の審議会でございますが、令和5年1月11日午前10時を予定しております。 以上を持ちまして、第78回都市計画審議会を終わります。